

傍 聴 要 領

向日市国民保護協議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 向日市国民保護協議会の会議を傍聴される方は、会議の開催予定時刻の15分前までに、受付してください。
- (2) 傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定します。

2 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものをの携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に審議会等の会長等が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の運営事項に支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。